

# 名古屋港管理組合議会 令和4年11月 本会議質疑・一般質問概要



令和4年11月定例名古屋港管理組合議会が開かれ、11月15日（火）に質疑及び一般質問が行われました。質問・答弁の概要は次のとおりです。

## ○ 松本まもる議員（県・新政）

### コロナ禍における今後のクルーズ船の誘致について

ア コロナ禍における国内クルーズ船の受入れについて、名古屋港はいち早く感染拡大予防マニュアルを作成し、順調に入港隻数を回復してきた中で、令和5年1月をもって、ぱしふいっくびいなすが運航を終了すると発表されたが、名古屋港にはどのような影響があると考えているか。また今後の取組について聞きたい。

答弁 国内クルーズ船は、本港発着クルーズを多く実施しており、こうした中で、ぱしふいっくびいなすの運航終了は、この地域の利用者の乗船機会の縮小につながり、また名古屋港のにぎわい創出や地域経済に影響を与えかねない。

今後の取組としては、関係機関と連携を図りながら、今まで以上にホームページやSNSの活用やセミナーの開催などを通じて、中部圏のクルーズマーケットの需要拡大に向けた取組を進め、本港が発着港としてだけでなく、国内クルーズ船においても寄港地として選ばれるよう努めていく。

イ 本日、国より国際クルーズの受入れを再開する旨発表があり、名古屋港にも入港してくる状況が整ったが、運航再開の見通しを聞きたい。

答弁 国の水際対策が大幅に緩和され、訪日外国人観光客の増加が見込まれる中、本日付で、国により外航クルーズ船に係る感染症に関するガイドラインが策定された旨発表があった。

本組合としては、引き続き国の動向も注視し、速やかに外航クルーズ船の受入れを行えるよう、外航クルーズ船に対応した感染拡大予防マニュアルの策定を早急に進めていく。

ウ 外航クルーズ船の運航再開を見据えた名古屋港の外航クルーズ船誘致の取組状況について聞きたい。

答弁 今年度は外国船社への対面でのセールス活動を3年ぶりに予定しており、名古

屋港水族館はじめ11月に開園したジブリパークなど、この地域の観光施設をPRしながら、クルーズ船の誘致活動を進めていく。

また、運航再開後には、寄港時における背後地への経済波及効果等の調査を予定しており、その結果をさらなる寄港増加に結びつけていきたいと考えている。

引き続き、本組合は、名古屋港外航クルーズ船誘致促進会議と連携して、港のにぎわい創出や観光振興、地域経済の活性化を図るため、しっかりとクルーズ船の誘致に取り組んでいく。

○ 江上博之議員（市・共産）

第19号議案 権利の放棄及び和解について並びに第20号議案 訴えの提起について

ア 権利の放棄及び和解に係る管理組合の損失を計算する項目としては、公有地に係る貸付料等、土壌汚染の検査及び土壌回復に係る費用、さらに、公有地上に残置した建物等の撤去及び更地にする費用がかかり、管理組合へは保証金があるようだ。以上の事実で間違いないか。

答弁 第19号議案に係る東海石油企業株式会社については、令和4年11月15日現在で未納となっている貸付料、不法占拠により被った損害金及び未納となっている貸付料の遅延利息の合計が1,157万1,285円となっており、土壌汚染の調査及び土壌回復に係る費用については、今後調査し精査していく。建物等の撤去費用については、4,830万円を補正予算に計上している。保証金については、1,866万4,000円預かっており、原状回復費用に充てる。

イ 訴えの提起に係る管理組合の損失を計算する項目としては、公有地に係る貸付料等、本件公有地は土壌汚染検査の対象ではないが、公有地上に残置した建物等の撤去及び更地にする費用がかかり、保証金はないようだ。以上の事実で間違いないか。

答弁 第20号議案に係る佐藤株式会社については、令和4年11月15日現在で未納となっている貸付料、不法占拠により被った損害金及び未納となっている貸付料の遅延利息の合計が784万8,639円となっており、土壌汚染は確認されておらず、建物等の撤去については相手方に求めていく。保証金については、預かっていない。

ウ 権利の放棄及び和解に係る案件については、2020年11月に相談があり、破産手続は2021年11月に開始し、和解手続は今年の11月以降となっているが、これだけの時間は取らざるを得なかったのか。また、早く進めても、かかる費用は同じだったのか。

答弁 和解契約を締結する破産管財人は裁判所により選定された者であり、法に基づ

き資産の確保、債権者や債権額の整理が必要となり、破産管財人からの和解契約締結の提案が令和4年9月であったため、直近の11月議会での議案の上程が最短と考えている。

エ 訴えの提起に係る案件については、2021年1月に貸付料が振り込まれていないことがわかったようだが、それまでに何ら兆候はなかったのか。また、裁判所への訴えは今年の11月以降になるが、これだけの時間が必要だったのか。

答弁 貸付料は口座振替となっており、令和3年1月までは滞納はなかった。令和3年10月に代表者の所在が不明となり、その後も所在の調査を行ってきたが、令和4年3月に同社が解散したことが判明した。引き続き代表者の所在が不明なままであったことから、本組合の弁護士に相談の上、令和4年8月に賃貸借契約を解除し、直近の11月議会への議案の上程となった。

オ 借地者に対し、退去する際には原状回復費用がかかることを契約時はもちろん、様々な時期に周知することが必要と考えるが、周知は行ってきたのか。また、今回の事態を踏まえ、周知のあり方について改善したことがあるのか。

答弁 公有地の借受者に対して、賃貸借契約の締結時に行う契約書の説明の際に原状回復については丁寧に説明しており、引き続き説明を徹底していく。

また、中川運河沿岸用地に立地する本件と類似の事業者に対して、土壌汚染防止の観点から施設の点検及び必要な対策を行うよう依頼していく。

#### ○ 再質問

権利の放棄及び和解に係る案件では、貸付料等の損害金から保証金を差引きしても4,100万円以上の損失が明らかとなり、訴えの提起に係る案件では、貸付料等の損害金で780万円を超えており、管理組合の損失金額はさらに増えると思われるが、今後の土壌汚染対策費や建物撤去費などがどのぐらいの金額になるのか。

答弁 東海石油企業株式会社については、議決を得た後、早急に和解契約の締結を行うことで不法占拠により被った損害金等が確定するが、土壌汚染対策に係る費用については、今後、土壌汚染の範囲を詳細に調査し、複数の対応策を検討していくため、現時点においては債権額を確定することができない。

佐藤株式会社については、今後、提訴し係争していくことから、判決が確定した後に、当該公有地上の建物等が撤去され更地となるまでは債権額を確定することができない。

#### ○ 小木曾史人議員（県・新政）

災害への備えについて

ア 名古屋港管理組合の防災体制において、大規模地震発生時にどのような初動対応を行うのか。また、初動対応を行う上でどういったことを課題と考え訓練を行っているのか聞きたい。

答弁 初動対応では、メールシステムによる職員の安否確認や参集を行い、災害対策本部を速やかに設置するとともに、災害に関する情報の収集を行い、関係機関と情報共有を行う。さらに津波による浸水被害が発生するおそれがある場合には、速やかに防潮扉及び堀川口防潮水門を閉鎖する。

課題と訓練については、的確な初動対応を行うためには、職員の防災に対する意識や知識・経験等の向上を図り、いかなる状況においても適切に行動できるように対応していくことが課題であり、マニュアルの作成や防潮扉閉鎖訓練等、実践的で多様な訓練を定期的に行い、災害対応力の向上に取り組んでいる。

イ 伊勢湾海域で大規模地震等が発生した場合、その被害は広域的なものになることから、国、港湾管理者、行政機関及び業界団体等で構成する伊勢湾BCP協議会で作成した伊勢湾BCPにおいて、連携して港湾物流機能の早期復旧を図ることとし、毎年会議や訓練を通じて強化しているとのことだが、広域的な関係機関等との連携についてどのような取組を行っているのか。

答弁 伊勢湾BCPでは、大規模災害が発生、また発生が見込まれる場合、国は国の機関及び港湾管理者で構成する伊勢湾BCP協議会広域連携体制を敷くとし、その中で、協議会構成員は、被害情報の収集や応急復旧に向けた計画を策定し、緊急物資輸送ルート確保や港湾施設の復旧作業を進めるとしており、国、港湾管理者及び災害協定団体は、協定を締結し、作業に係る手順書を定め、災害発生時の早期応急復旧を図る。さらに今年度から連携強化の一環として、インターネット上で関係機関が共有する防災情報プラットフォームの試行を始めた。

#### ○ 再質問

伊勢湾BCPの取組として重要なのは、関係機関が初動・復旧に際し必要とされる正確に把握・整理された情報を関係機関が必要なときにオンタイムで共有することだと考えるが、名古屋港管理組合として、今年度から試行した防災情報プラットフォームの課題について、どのように考えているか。

答弁 本組合としては、施設ごとの被害情報等の速やかな抽出、道路等インフラの被害情報の一元化や地図上への表示など、システムの機能強化を図ることが課題だと考えている。このため、今後、協議会構成員とともに防災情報プラットフォームを活用した訓練を重ね、災害発生時には効果的に活用できるようしっかりと取り組んでいく。